

# 平成20年度 国立大学法人東京農工大学 年度計画

## I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 教育研究全般の質の向上に関する基本目標を達成するための措置

- (1) 研究院と学府・学部との連携及び研究院における研究成果を生かした専門教育推進のための措置
  - ・大学院教育改革プログラムを推進する。
  - ・融合科目を実施する。
  - ・平成19年度に引き続き、整合教育(開放科目・強化科目)を実施する。
- (2) 平成19年度に引き続き、大学教育センターの機能の充実を図る。
- (3) 学外研究機関等との連携・共同をさらに推進し、大学院における教育研究の充実を図るとともに、他の国立大学法人との連携について、役員会で引き続き検討する。また、早稲田大学との国私連携による先端健康科学分野の共同大学院の創設に向けて検討を開始する。
- (4) 連合農学研究科に関する措置
  - ・平成19年度に引き続き、第2期中期目標・中期計画に向けて、3国立大学法人間(茨城大学・宇都宮大学・東京農工大学)の連携、協力の下に設置されている連合農学研究科の継続を検討する。
- (5) 獣医学教育の充実と大学院に関する措置
  - ・獣医学科教員の教育研究環境の充実と教員の確保、岐阜大学大学院連合獣医学研究科のあり方や連獣構成他大学、関連した連合農学研究科の情報を収集する。
- (6) 高度専門職業人養成のため、企業等から入手した技術リスク情報を使用し、FDでのフィードバックを通しながら、今までにない特色ある授業を実施する。
- (7) 平成18年度に見直しを行った「キャンパス・アメニティ総合整備計画」及び平成19年度に作成した整備年次計画に基づきアメニティの改善・改修工事を順次実施する。
- (8) 教育研究環境における安全対策及び安全管理教育に関する措置
  - ・実験実習等における事故を防ぐため、「安全マニュアル」等を用いた安全管理教育を実施する。
- (9) その他、教育研究体制や制度の見直し、改善に向けた措置
  - ・教育研究組織改革WGの答申に基づき、教育体制の具体案を引き続き検討する。

### 2 教育に関する目標を達成するための措置

#### [1] 教育の成果に関する目標を達成するための措置

《学士課程》

- (1) 教養教育の成果に関する具体的目標の設定
  - ・大学教育センターを中心として導入教育を進め、その一環として英語のeラーニング教材を配信する。
  - ・融合科目を実施する。(再掲)
  - ・平成22年度に向け、技術系大学としてふさわしい教養教育の実施方法を検討する。
- (2) 専門教育の成果に関する具体的目標の設定
  - ・平成22年度に向け、専門基礎教育の実施方法について検討する。
- (3) 卒業後の進路等に関する具体的目標の設定
  - ・平成19年度に引き続き、キャリア・アップ入門講座を実施する。
  - ・インターンシップの拡大充実を図る。
  - ・平成19年度に引き続き、整合教育(開放科目・強化科目)を実施する。(再掲)
- (4) 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策
  - ・平成19年度に引き続き、大学教育委員会の責任の下、大学教育センターにおいて、学生授業アンケートを実施する。
  - ・卒業生の進路状況を考慮して、卒業生及び受入れ企業・機関からの意見聴取を実施する。

- ・各種アンケートの結果に基づき教室の設備や構造について改善の指針を提案する。

#### 《大学院課程》

##### (5) 大学院課程の成果に関する具体的目標の設定

- ・平成19年度に引き続き、整合教育(開放科目・強化科目)を実施する。(再掲)
- ・eラーニングシステムを整備し、運用方法の充実を図る。
- ・多地点制御遠隔講義システムを導入し、北海道(帯広畜産大学)から沖縄(琉球大学)に至る連合農学研究科の18構成大学を接続し、リアルタイム同時双方向講義を展開するとともに、全ての講義を段階的にデータベース化し、講義情報の蓄積を図る。

##### (6) 修了後の進路等に関する具体的目標の設定

- ・学府と技術経営研究科(MOT)との開講科目の相互受講を引き続き推進する。
- ・修士ダブルメジャー及び博士ダブルディグリーについて検討する。

##### (7) 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- ・平成19年度に引き続き、大学教育委員会の責任の下、大学教育センターにおいて、学生授業アンケートを実施する。
- ・修了生の進路状況を考慮して、修了生及び受入れ企業・機関からの意見聴取を実施する。

## [2]教育内容等に関する目標を達成するための措置

#### 《学士課程》

##### (1) アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- ・平成19年度に引き続き、大学入試センター試験の利用教科、科目、傾斜配点等の研究を行う。
- ・平成19年度に引き続き、個別入試の出題科目、募集人員の配分等について研究する。
- ・AO入試を含めた入学者受入れ方策を研究する。また、平成19年度に引き続き、推薦入学による入学予定者に対する入学前教育を行う。
- ・平成19年度に引き続き、募集要項、入試情報、Web、大学案内パンフレット、大学説明会、キャンパスツアー等の機会を利用してアドミッション・ポリシーの周知を図るとともに、アドミッション・ポリシーの周知の効果を分析し、周知の徹底化を図る。

##### (2) 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- ・くさび形編成の教育効果について検証し、平成22年度に向けてあるべき方策を検討する。
- ・平成22年度に向けてリテラシー科目を見直し、この科目のあり方を検討する。
- ・インターンシップの拡大充実を図る。(再掲)

##### (3) 授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- ・FD活動を通じて対話型、学生参加型の授業を充実する。
- ・学内の授業に関する教育改革プログラム(GP)を調査し、学内に周知する。
- ・平成19年度に引き続き、教育改善支援プログラム(学内GP)を実施する。
- ・eラーニング自習用コンテンツの一層の充実を図る。
- ・大学教育委員会によるTAの計画的な配置に従い、大学教育センターによるTA研修を行う。

##### (4) 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- ・成績評価基準のシラバスによる開示を徹底する。
- ・姉妹校提携大学間での取得単位を認定するとともに、海外でのインターンシップ等による学生の活動の単位認定について検討する。

#### 《大学院課程》

##### (5) アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- ・インターネット、本学Web、大学院募集要項、大学院説明会等を通じて、アドミッション・ポリシーの周知を図る。また、多様な媒体及び機会を活用し、各専攻に応じた入試広報の充実を図る。

##### (6) 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- ・技術経営研究科(MOT)において、起業家養成のための特別講座を設け実施する。

##### (7) 授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- ・演示実験対応可能な教室やスタッフを配置し、授業改善を図る。
- ・大学院オリエンテーションの充実を図る。

・平成 19 年度に引き続き、英語による授業の拡充を図る。

(8) 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- ・成績評価基準のシラバスによる開示を徹底する。
- ・姉妹校提携大学間での取得単位を認定するとともに、海外でのインターンシップ等による学生の活動の単位認定について検討する。

**[3]教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置**

(1) 適切な組織の整備及び教職員の配置等に関する具体的方策

- ・教養科目等に対する全学出動体制を継続する。
- ・教育研究組織改革 WG の答申に基づき、教育体制の具体案を引き続き検討する。
- ・教育研究組織改革 WG の答申に基づき、大学院の専攻の拡充を検討する。
- ・中央教育審議会答申等を踏まえ、教職課程のあるべき姿について引き続き検討する。
- ・大学教育センターによる TA 研修を行う。

(2) 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- ・講義室の整備充実に努める。
- ・図書館において、授業関連図書等の充実を図る。
- ・新学務情報システム(SPICA)のより一層の改良を図り、サービス向上に努める。また、学修支援システム(moodle)との連携を図る。

(3) 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- ・教育活動に関する評価、解析手法の研究を行う。
- ・教育活動に関する評価、解析結果を教育課程や教育方法の改善にさらに反映できるシステムを検討し、構築する。

(4) 教材、学習指導法等に関する研究開発及び FD に関する具体的方策

- ・大学教育センターの年次計画に基づき、有機的な全学 FD 活動を実施する体制を整え、教育改善の一層の充実を図る。

(5) 全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策

- ・平成 19 年度に引き続き、単位互換協定に基づき、大学間の共同教育のより一層の充実を図る。
- ・e-ラーニングによる遠隔教育の一層の拡充を図る。
- ・融合科目の開設初年度に当たり、部局間での連携の下、周到に準備し開設目的の達成に努める。

**[4]学生への支援に関する目標を達成するための措置**

(1) 学生への学習面、健康面、生活・経済面、就職面における支援拠点の整備

- ・各地区学生サポートセンター、保健管理センター、国際センター等学内のセンター及び学科・専攻と連携を図り、学生支援業務の充実を図る。

(2) 学習面の支援

- ・e-ラーニングを利用した授業科目の増加を図る。
- ・女性キャリア支援・開発センターのメンター制度を拡大したピア・サポート制度の実施に向け、引き続き検討する。

(3) 健康面の支援

- ・平成 19 年度に引き続き、健康診断の高受診率を維持するとともに、新体制の下で健康管理体制及び健康教育の充実を図る。

(4) 生活・経済面の支援

- ・博士後期課程の学生に対し、現行の授業料免除、奨学金制度に加え、更なる経済的支援のあり方について詳細に検討し、支援を行う。
- ・アルバイト紹介システムについての周知を図り、活用を図る。
- ・キャンパス・アメニティ総合整備計画に基づき、キャンパスアメニティの一層の向上を図る。
- ・平成 19 年度に引き続き、改修等を行い、福利厚生施設の改善を検討する。
- ・長期借入金等を活用した学生寮の整備について、整備内容や整備手法等について詳細に検討を行ったうえ、整備事業の実施について判断する。
- ・府中・小金井地区学生活動支援センターを中心に、ボランティア活動、社会貢献活動等のグループの組織化及び組織的な支援体制を確立し、活動の活性化を図る。

### (5) 就職面の支援

- ・平成 19 年度に引き続き、部局の就職支援委員会との連携を図り、進路・就職相談の周知、就職ガイドブックの改訂を行い、キャリアサポート体制の充実を図る。
- ・平成 19 年度に設置したキャリアパス支援センターを中心に、博士後期課程の学生、ポストドクター等のキャリアパスに対する組織的な支援と環境整備を実施する。
- ・平成 19 年度に引き続き、就職支援小委員会において、各業種別企業説明会を企画・実施する。
- ・キャリアパス支援センター事業との連携を図り、事業終了後の支援システム活用の方策を検討する。

## 3 研究に関する目標を達成するための措置

### [1] 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

#### (1) 目指すべき研究の方向性及び大学として重点的に取り組む領域

- ・平成 19 年度までの取組とその成果を踏まえて、部門編成だけでなく、研究院組織の見直しも含めた研究体制の整備・充実について検討し、研究水準の向上に取り組む。

#### (2) 成果の社会への還元に関する具体的方策

- ・平成 19 年度に引続き、教職員活動データベースの更新の推進ならびに質の充実に向けた方策を検討し、実施する。
- ・地域インキュベータとのシナジーにより、インキュベーション活動の地域への展開を図る。
- ・リエゾン専門人材、知財専門人材、インキュベーション専門人材が協働するとともに、農工大 TLO の協力を得て、共同研究の大型化等による外部資金の拡大、権利化、技術移転、起業支援等の拡大を図る。
- ・農林水産省知的財産戦略本部における「農林水産研究知的財産戦略」に参画し、研究成果の社会への還元を図る。
- ・平成 19 年度に引続き、「研究者行動規範」及び「研究者等の倫理に関するガイドライン」を周知徹底し、遵守体制整備に努める。

#### (3) 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 等

- ・研究領域ごとの評価尺度を設定し、共通的な評価項目を用いた自己点検評価を試行し、公表する。

### [2] 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

#### (1) 適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- ・平成 19 年度に引き続き、研究部門・研究拠点の枠を超えた融合・萌芽的なプロジェクトの計画立案に対して支援し、研究体制の充実を図る。
- ・平成 19 年度に引き続き、現行の部門・拠点の枠を超えた、萌芽的プロジェクト研究を推進し、新たな枠組み構成も含めて、効率的な研究者の交流・配置を促す施策について検討する。
- ・平成 19 年度の検討結果に基づき、選考結果等を公表する。
- ・若手研究者の流動性を高めるための任期制の適用範囲、処遇等を検討した結論に基づき、さらに任期制を拡充するとともに、制度全体のフォローを行う。
- ・テニュアトラック制度を活用し、若手研究者を雇用する。また、博士後期課程在籍者を対象とした学内支援制度の導入を図る。
- ・大学知的財産本部整備事業の終了を受け、各専門人材の再配置を行うとともに、プロパー人材との連携強化により、研究者支援を充実する。

#### (2) 研究資金の配分システムに関する具体的方策

- ・平成 19 年度に引続き、新規分野・重要性を要する課題に対応するために研究院の部門・拠点の枠を超えた研究実施体制の整備と共同研究やプロジェクト研究を奨励するため経費の支援を行う。

#### (3) 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- ・平成 19 年度に引続き、キャンパスマスタープラン等に基づき、施設・設備の整備について検討する。
- ・平成 19 年度に設置された学術研究支援総合センターの運営体制を整備し、設備整備マスタープランに基づく基盤的設備の計画的な管理、研究基盤・支援機能の計画的整備・充実を図る。
- ・生物資源教育研究センター(仮称)を5月に設置する。
- ・平成 19 年度に策定した共用スペース有効活用のための規則等を運用し、新たな共用スペース創出について検討する。
- ・地域インキュベータを新設し、小金井市及び中小機構と連携し、農工大キャンパスインキュベータ卒業企業の受け皿として活用強化を図る。

#### (4) 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

- ・学内費用を原資とした、より適切な知的財産の創出、取得、管理の手法を検討し、実施する。
- ・農工大 TLO との業務提携契約をベースに更に連携を強め、知的財産の活用の拡大を図る。また、弁理士を国際知財に関する高度な専門人材に育成するとともに、特任准教授への任用により、その専門能力を本学の教育に活用する。

(5) 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- ・平成 19 年度に引き続き、教職員活動データベースの更新の推進ならびに質の充実に向けた方策を検討し、実施する。(再掲)
- ・平成 19 年度に見直した評価項目等に基づき、自己点検評価を試行、実施する。
- ・平成 19 年度までの取組を踏まえて、部門編成だけでなく、第2期中期目標・中期計画を考慮した共生科学技術研究院組織そのものの改組についての検討を開始する。

(6) 全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

- ・平成 19 年度に引き続き、学内外の共同研究を奨励する方策を推進する。特に、学内の萌芽的プロジェクトの計画立案に対しては、奨励の方策として経費支援を行う。

(7) 学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項 等

- ・平成 19 年度に引き続き、各部局等において、学内外の研究組織との連携強化等について検討する。

#### 4 その他の目標を達成するための措置

##### [1] 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

###### 《社会との連携》

(1) 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- ・地域社会等との連携・協力、社会サービス等について、窓口を明確にして関連情報の提供を行い、かつ、実施担当者の意見等を定例的に把握して関連事業の改良を図り、より合理的な体制作りを推進する。
- ・平成 19 年度に引き続き、キャンパスツアー、連携事業等の実務支援体制に改良を加えながら、一層の充実を図る。
- ・平成 19 年度に引き続き、学生募集改革委員会で経年的なアンケート分析・調査・比較等を行い、学部説明会、キャンパスツアー等の入試広報の効率的な改善を推進する。また、公開講座等各事業の実施結果を分析・調査し、より柔軟な運営が可能となるよう体制等の改善を図る。
- ・平成 19 年度に引き続き、「東京農工大学と地域を結ぶネットワーク」を中心とする自治体との連携を強化する。
- ・平成 19 年度に引き続き、一般市民、小中高校生、受験生等を対象とする事業及び連携事業の一層の充実を図る。

(2) 産学官連携の推進に関する具体的方策

- ・平成 19 年度に引き続き、産学官連携において、学外の研究機関に学主導型の研究プロジェクトを提案し、産学官が相互に有益な研究を推進する。
- ・若手教員の申請奨励を重点的にを行い、公募型競争的資金の拡大を図る。
- ・複数組織による共同研究提案等により新規研究分野を拡大し、国、地方公共団体等の競争的資金に申請することにより、新たな関係の構築、共同研究の大型化等を積極的に図る。
- ・『スーパー産学官連携本部』事業終了後の運営体制を再構築し、活動の充実化を図る。
- ・科学技術振興機構(JST)と連携し、農工大 TLO の協力を得て本学研究シーズの説明会等広報活動を積極的に実施し、共同研究、技術移転、大学発ベンチャー創出・育成を推進する。

(3) 地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

- ・平成 19 年度に引き続き、「学術・文化・産業ネットワーク多摩」及び「三鷹ネットワーク大学」を基盤とした、多摩地区公私立大学等との連携活動及び連携事業に積極的に参加する。

###### 《国際交流等》

(1) 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- ・国際センターで開設している「日本語特別コースプログラム」について、地域の進学を志す学生にも有償で開放し地域貢献を図る。
- ・平成 19 年度に引き続き、国際センターを中心として、国内外の本学への留学希望者に対する情報発信を積極的に行う。
- ・平成 19 年度に引き続き、国際センターを中心として、学生の協力を得て、留学生に対する修学上の相談等に対応する。
- ・国際センターを中心として、留学生受入のための情報提供を行う。
- ・平成 19 年度に引き続き、渡日間もない秋季大学院留学生を対象とした、学生生活支援に係るオリエンテーションを実施する。
- ・国際センターが中心となり、アジア人財資金構想高度実践留學生育成事業プログラム(NPO 法人 産学連携教育日本フォーラムを管理法人としたプログラム) 実施機関による留学生の就職支援を実施する。
- ・平成 19 年度に引き続き、日仏共同博士課程を推進し、学生をフランスに派遣する。
- ・平成 19 年度に引き続き、JICE の留学生支援無償資金協力事業による留学生受入を積極的に推進する。

(2) 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- ・国際センターにおいて、東南アジア地域における復興支援教育プログラムの策定について引き続き検討する。

- ・平成19年度に引き続き、カブール大学復興支援を継続する。
- ・平成19年度に引き続き、インドシナ地域における教育研究活動を体系的に実施するための検討を行う。
- ・国際センターを中心として、海外拠点やリエゾン・オフィスの活動を推進する。
- ・国際センターを中心として、国際産学官連携の積極的推進を図る。
- ・平成19年度に引き続き、大学独自の制度により研究者招へい及び教員派遣を実施する。
- ・平成19年度に引き続き、JSPS、JICA等の国際交流事業により、研究者の受入れ及び教員の派遣を行う。
- ・平成19年度に引き続き、留学生・外国人研究者と教職員や地域社会との交流を積極的に実施する。
- ・平成19年度に引き続き、国際交流会館の入居者のため施設の整備・充実を検討する。
- ・国際共同研究スペースとして利用可能な場の確保を検討する。

## [2] 大学附属博物館(仮称)設立に向けた具体的措置

- (1) 東京農工大学科学博物館設置に伴う新体制について検証し、改善を行う。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

#### (1) 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- ・平成19年度に学長諮問に基づく検討を行った結果を受け、実行可能なものから実施する。
- ・平成19年度に実施した自己点検・評価の評価結果等に基づき、第2期中期目標・中期計画(案)について検討する。

#### (2) 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

- ・事務組織の見直しと業務の効率化について引き続き検討する。

#### (3) 部局長を中心とした機動的・戦略的な部局運営に関する具体的方策

- ・各部局において、副部局長の部局内外の業務の見直し、部局内の責任体制及び役割分担、管理体制について検討する。また、部局内の迅速かつ正確な情報伝達のため、部局委員会の構成並びに役割分担について検討する。

#### (4) 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

- ・平成19年度に引き続き、事務職員のスキルアップ(国際交流・経営等)のための研修を実施するとともに、他機関等が実施する研修を精選し、本学事務職員を参加させる。

#### (5) 内部監査機能の充実に関する具体的方策

- ・内部監査を計画的に実施し、その結果について、監査能力向上のための研修会に反映させる。

#### (6) 大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

- ・他の国立大学との協力・連携について、役員会で更に検討を行う。

### 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

- ・各部局等における自己点検・評価結果に基づき、教育研究組織の見直し等を含めた、第2期中期目標・中期計画(案)について検討する。
- ・技術経営研究科(MOT)において、平成21年度の専門分野別認証評価に向けて検討する。

#### (2) 教育研究組織の見直しの方向性

- ・各部局等における自己点検・評価結果に基づき、教育研究組織の見直し等を含めた、第2期中期目標・中期計画(案)について検討する。(再掲)

### 3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

#### (1) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- ・平成19年度の検討結果に基づき、公表することとなった項目について、適切に公表する。
- ・事務職員の評価方法及び成果の反映について、公務員制度改革の動向を踏まえつつ、制度としてのフォローを引き続き行う。
- ・平成19年度に導入した選択定年制度に則り、適切な運用を行う。
- ・平成19年度の検討結果に基づき、サバティカル制度を導入し、試行する。

#### (2) 任期制・公募制の導入等教員の流動性向上に関する具体的方策

- ・大学運営費によるテニユアトラック制度の導入について、平成19年度の検討結果に基づき、規則整備等を行い、実施する。
- ・若手研究者の流動性を高めるための任期制の適用範囲、処遇等を検討した結論に基づき、さらに任期制を拡充するとともに、制度全体のフォローを行う。
- ・「若手人材育成拠点の設置と人事制度改革」による、テニユアトラック制度の適切な運用を行う。

(3) 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

- ・「若手人材育成拠点の設置と人事制度改革」及び「理系女性エンパワーメントプログラム」の事業を適切に実施するとともに、実績の検証を行い、外国人・女性教員の採用について拡大を図る。

(4) 中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策

- ・平成18年度に策定した中長期的な教職員の人事計画に基づき、適切な人件費管理を実施する。
- ・総人件費改革の実行計画を踏まえ、概ね1%の人件費の削減を図る。

(5) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

- ・事務職員等の採用は、引き続き関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験を他大学と協力して実施する。また、専門性の高い職種については専門職員就業規則に則った必要分野についての採用を検討する。
- ・事務職員の語学(会話)能力向上を企図した海外研修を含む系統的な研修を企画する。
- ・事務職員の他機関との人事交流を行う。

(6) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- ・平成19年度に引き続き評価方法の改善を図り、教員活動評価(年次評価)を試行的に実施する。また、平成21年度の総合評価に向けて、その評価方法を検討する。

**4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置**

(1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- ・平成19年度に引き続き、事務組織の強化を図るとともに、経営を意識した事務職員を養成する。

(2) 複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

- ・平成19年度に実施した協力・連携を継続するとともに、新たな協力・連携について検討し、可能なものから実施する。

(3) 情報化推進の体制を充実し、業務の情報化による簡素化・効率化を推進するための措置

- ・下記「大学情報システムの整備充実と運用改善を実現するための措置」において詳述。

**III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置**

**1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置**

(1) 固定収入の確保

- ・教育研究附属施設の収入について、平成19年度に引き続き、教育研究に支障を生じない範囲で収入を確保する。
- ・家畜病院収入については、平成19年度に民間金融機関からの長期借入金を活用して着手した家畜病院増改修整備による診療体制の充実等を含め、円滑な病院運営及び借入金元金等償還を実行できる収入額を確保する。

(2) 外部研究資金の増加

- ・産学官連携機能を更に強化し、競争的外部資金の拡充及び外国企業等との共同研究等の拡大を図る。
- ・平成19年度に引き続き、科学研究費補助金申請率・採択率向上を目指し、改善策を検討し、実施する。
- ・科学研究費補助金申請情報を活用し、学外への広報活動を通して、共同研究・受託研究実施教員数の増加を図る。

**2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置**

(1) 管理的な業務全般に要する経費について、目標値を定めて合理化する。

(2) 水光熱費等について対前年度比1%の節約を図る。

**3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置**

- (1) 教育・研究施設の点検・評価に関する調査を継続して行い、使用面積の適否と共用スペースの確保の可否を検討し、共用スペースを確保すべく調整を図る。

#### IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

##### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

###### (1) 自己点検・評価の改善に関する具体的方策

・法人評価及び認証評価の経験を活かして資料の収集プロセスを改善・構築するとともに、大学情報委員会等において各システムの連携を進める。また、データ収集や分析等に携わるスタッフを養成する。

###### (2) 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

・各部局等における自己点検・評価結果に基づき、教育研究組織の見直し等を含めた、第2期中期目標・中期計画(案)について検討する。(再掲)

##### 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

###### (1) 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

・広く学外に向けて、多様な媒体・機会を利用して積極的な情報発信を行い、更なる Web の充実を進めながら大学への共感を高め、メッセージの定着を図る。また、大学の広報活動に対する学内意識の啓発を進め、広報・社会貢献活動のための情報収集・蓄積を積極的に行う。

#### V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

##### 1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

###### (1) 施設等の有効活用と整備に関する具体的方策

・毎年実施する施設実態調査の結果に基づき、「キャンパス施設マネジメント電算化システム」のデータ更新を行い、使用スペースの円滑な運用を進める。

・研究需要に対応するため、農学府・農学部施設整備委員会において、面積配分を見直し、共用スペースの確保に係る方針を検討するとともに、同方針に基づいて、20%の共用スペースを確保すべく調整を図る。

・長期借入金等を活用した学生寮の整備について、整備内容や整備手法等について詳細に検討を行ったうえ、整備事業の実施について判断する。(再掲)

###### (2) 施設等の維持管理に関する具体的方策

・毎年実施する施設実態調査の結果に基づき、「キャンパス施設マネジメント電算化システム」のデータ更新を行う。

・平成 19 年度に作成した改修計画に従い、改修整備を実施するとともに、定期的な巡回点検を実施し、改修計画の見直しを行う。

・平成 19 年度に作成した修繕計画に基づき、順次実施を図る。

###### (3) キャンパス・アメニティの向上に関する具体的方策

・平成 18 年度に見直しを行った「キャンパス・アメニティ総合整備計画」及び平成 19 年度に作成した整備年次計画のうち、優先・重点ゾーンに係る改善策を検討し、計画的に実施する。

・平成 19 年度に作成した整備年次計画を確定し、計画に基づいた整備を順次実施する。

・平成 19 年度に作成した整備計画に基づき、必要とされる駐輪場の整備について、順次実施を図る。

・建物毎のセキュリティ整備計画を策定し、可能なものから順次実施を図る。また、実験施設の安全を確保するため、巡回点検を実施する。

##### 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

###### (1) 教育研究環境の安全・衛生管理の確保に関する具体的方策

・「安全管理センター(仮称)」の設置について検討する。

・安全マニュアルを更新し Web 上で公開するとともに、学生・教職員に対する安全管理教育を計画的に実施する。

・放射線・RI 等の取扱い、組み替え DNA・バイオ研究の操作基準については、関係小委員会等において随時必要な検討を実施し、安全対策の充実を図る。

###### (2) 災害発生時の対策と危機管理に関する具体的方策

・平成 19 年度に引き続き、府中市・小金井市との地域防災協力ネットワーク連絡会を開催し、本学の地域防災拠点としての体制の確立、設備の充実について検討する。

・平成 19 年度に引き続き、府中市・小金井市との地域防災協力ネットワーク連絡会を開催し、本学の地域防災拠点としての自治体との連携について検討し、地域防災協力ネットワーク構築の推進を図る。

・危機管理に関する各種個別マニュアルの見直しや新たなマニュアルの策定等を継続して実施し、危機管理に関する全学的・総合的な危機管理体制の確立を図る。

### 3 大学情報システムの整備充実と運用改善を実現するための措置

#### (1) 総合情報プラザの構築に関する措置

- 教職員活動データベースのデータ登録機能の拡充を検討する。
- 学務情報システムの機能拡張と運用環境整備を図る。
- 新規科学研究費補助金管理システム等について財務会計システムとの連携も含め検討する。
- 統一認証・統合基盤システムの整備・拡充を図る。
- 情報セキュリティ対策を整備する。
- eラーニングシステムを整備し、その運用法を充実する。
- ユビキタスネットワークとセンサーネットワークを活用した ICT 基盤整備を計画的に推進する。

## VI 予算(人件費の見積もり含む。)、収支計画及び資金計画

別紙参照

## VII 短期借入金の限度額

### 1 短期借入金の限度額 17億円

### 2 想定される理由

運営交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

## VIII 重要な財産を譲渡し、または担保に供する計画

農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センターフィールドミュージアム本町の土地の一部(東京都府中市本町3丁目10番1外 1,354.44 m<sup>2</sup>)を譲渡する。

## IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善等に充てる。

## X その他

### 1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・府中幸町他耐震対策事業 ・小規模改修	総額 235	施設整備費補助金 (199) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (36)

### 2 人事に関する計画

(上記の「教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置」を再掲)

- ・平成19年度の検討結果に基づき、公表することとなった項目について、適切に公表する。
- ・事務職員の評価方法及び成果の反映について、公務員制度改革の動向を踏まえつつ、制度としてのフォローを引き続き行う。
- ・平成19年度に導入した選択定年制度に則り、適切な運用を行う。
- ・平成19年度の検討結果に基づき、サバティカル制度を導入し、試行する。
- ・大学運営費によるテニユアトラック制度の導入について、平成19年度の検討結果に基づき、規則整備等を行い、実施する。
- ・若手研究者の流動性を高めるための任期制の適用範囲、処遇等を検討した結論に基づき、さらに任期制を拡充するとともに、制度全体のフォローを行う。
- ・「若手人材育成拠点の設置と人事制度改革」による、テニユアトラック制度の適切な運用を行う。
- ・「若手人材育成拠点の設置と人事制度改革」及び「理系女性エンパワーメントプログラム」の事業を適切に実施するとともに、実績の検証を行い、外国人・女性教員の採用について拡大を図る。
- ・平成18年度に策定した中長期的な教職員の人事計画に基づき、適切な人件費管理を実施する。
- ・総人件費改革の実行計画を踏まえ、概ね1%の人件費の削減を図る。
- ・事務職員等の採用は、引き続き関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験を他大学と協力して採用試験を実施する。また、専門性の高い職種については専門職員就業規則に則った必要な分野についての採用を検討する。
- ・事務職員の語学(会話)能力向上を企図した海外研修を含む系統的な研修を企画する。
- ・事務職員の間機関との人事交流を行う。
- ・平成19年度に引き続き評価方法の改善を図り、教員活動評価(年次評価)を試行的に実施する。また、平成21年度の総合評価に向けて、その評価方法を検討する。

- (参考1) 平成20年度の常勤職員数 628人(役員を除く)  
また、任期付き職員数の見込みを 34人(外数)とする。
- (参考2) 平成20年度の人件費総額見込み 7,133百万円(退職手当は除く)  
(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額5,827百万円)

## (別紙) 予算、収支計画及び資金計画

## 1. 予算

平成20年度予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	7,245
施設整備費補助金	199
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	126
国立大学財務・経営センター施設費交付金	36
自己収入	3,858
授業料、入学金及び検定料収入	3,493
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	365
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	2,729
引当金取崩	4
長期借入金収入	379
貸付回収金	0
承継剰余金	0
目的積立金取崩	367
計	14,943
支出	
業務費	8,121
教育研究経費	8,121
診療経費	0
一般管理費	3,313
施設整備費	614
船舶建造費	0
補助金等	126
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	2,729
貸付金	0
長期借入金償還金	40
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	14,943

## [人件費の見積り]

期間中総額7,133百万円を支出する。(退職手当は除く)  
(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額5,827百万円)

注)「施設整備費」には、国立大学法人法第三十三条第一項に基づく、長期借入金による整備379百万円を含む

## 2. 収支計画

## 平成20年度収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	14,766
經常費用	14,638
業務費	12,861
教育研究経費	2,679
診療経費	0
受託研究経費等	1,901
役員人件費	269
教員人件費	5,720
職員人件費	2,292
一般管理費	873
財務費用	24
雑損	0
減価償却費	880
臨時損失	128
収益の部	14,621
經常収益	14,621
運営費交付金収益	7,021
授業料収益	2,906
入学金収益	495
検定料収益	117
附属病院収益	0
受託研究等収益	2,218
補助金等収益	126
寄附金収益	288
財務収益	9
雑益	597
資産見返運営費交付金等戻入	349
資産見返補助金等戻入	4
資産見返寄附金戻入	448
資産見返物品受贈額戻入	43
臨時利益	0
純利益	△145
目的積立金取崩益	145
総利益	0

### 3. 資金計画

#### 平成20年度資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	15,931
業務活動による支出	13,485
投資活動による支出	1,260
財務活動による支出	195
翌年度への繰越金	991
資金収入	15,931
業務活動による収入	13,950
運営費交付金による収入	7,245
授業料・入学金及び検定料による収入	3,493
附属病院収入	0
受託研究等収入	2,218
補助金等収入	126
寄附金収入	308
その他収入	560
投資活動による収入	244
施設費による収入	235
その他収入	9
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	1,737

## 別表（学部の学科、学府の専攻等）

農学部	生物生産学科 228人 応用生物科学科 284人 環境資源科学科 244人 地域生態システム学科 304人 獣医学科 210人 （うち獣医師養成に係る分野 210人）
工学部	生命工学科 308人（ほかに3年次編入 22人） 応用分子化学科 184人（ほかに3年次編入 10人） 有機材料化学科 164人（ほかに3年次編入 10人） 化学システム工学科 140人（ほかに3年次編入 10人） 機械システム工学科 464人（ほかに3年次編入 32人） 物理システム工学科 224人 電気電子工学科 352人（ほかに3年次編入 40人） 情報工学科 248人（ほかに3年次編入 16人）
農学府(修士課程)	生物生産科学専攻 42人（うち修士課程 42人） 共生持続社会学専攻 24人（うち修士課程 24人） 応用生命化学専攻 42人（うち修士課程 42人） 生物制御科学専攻 34人（うち修士課程 34人） 環境資源物質科学専攻 22人（うち修士課程 22人） 物質循環環境科学専攻 34人（うち修士課程 34人） 自然環境保全学専攻 38人（うち修士課程 38人） 農業環境工学専攻 20人（うち修士課程 20人） 国際環境農学専攻 40人（うち修士課程 40人）
工学府 (博士前期・後期課程)	生命工学専攻 118人 （うち博士前期課程 76人） （博士後期課程 42人） 応用化学専攻 158人 （うち博士前期課程 116人） （博士後期課程 42人） 機械システム工学専攻 145人 （うち博士前期課程 106人） （博士後期課程 39人） 電子情報工学専攻(D) 57人 物理システム工学専攻(M) 44人 電気電子工学専攻(M) 82人 情報工学専攻(M) 58人
生物システム応用科学府 (博士前期・後期課程)	生物システム応用科学専攻 170人 （うち博士前期課程 104人） （博士後期課程 66人）
連合農学研究科(博士課程)	生物生産科学専攻 45人 応用生命科学専攻 30人 環境資源共生科学専攻 21人 農業環境工学専攻 12人 農林共生社会科学専攻 12人
技術経営研究科(専門職学位課程)	技術リスクマネジメント専攻 80人